

保存期間：10年

資料	2-4
----	-----

酒類行政を巡る最近の動き

平成 18 年度酒税法改正の概要

平成 18 年度の酒税法改正において、「あるべき税制」の構築に向けた改革の一環として、税制の中立性・公平性を確保する観点から、酒類の分類の簡素化及び酒類間の税負担格差の縮小等の改正が行われた（平成 18 年 5 月 1 日施行）。

1 酒類の分類の簡素化

これまでの 10 種類 11 品目の分類については、その製法や性状に着目して、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の 4 種類に大括り・簡素化された。

なお、これまでの 10 種類 11 品目の酒類の区分については、消費者の商品選択の基準として定着していること等を踏まえ、この区分を基本的に維持しつつ新たに酒類の品目として位置付けた上で存置することとされた。

改正後の酒税法における 4 種類の概要は以下のとおり。

発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が 10 度未満で発泡性を有するもの）
醸造酒類（注）	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類（注）	連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類（注）	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

（注）その他の発泡性酒類に該当するものは除く。

2 酒類間の税負担格差の縮小

税率の見直しに当たっては、大括り・簡素化された 4 種類の分類ごとに、担税力に応じた負担を求める等の観点から基本税率を定めた上で、酒類の生産・消費に与える影響にも配慮しつつ、酒類間の税負担格差を縮小する方向で見直しが行われた。

（単位：円／k l）

区 分	税 率	参 考 (旧税率)
発泡性酒類 (基本税率)	220,000	—
(ビール・発泡酒 (麦芽比率 50%以上))	(220,000)	(222,000)
発泡酒 (麦芽比率 25～50%未満) (注 1)	178,125	178,125
発泡酒 (麦芽比率 25%未満) (注 1)	134,250	134,250
その他の発泡性酒類 (注 2)	80,000	(8度以下) 69,144 (その他の雑酒)
醸造酒類 (基本税率)	140,000	—
清酒	120,000	(15度) 140,500
果実酒	80,000	70,472

蒸留酒類	(基本税率)	200,000	—
		(20度を超える場合の1度) 当たりの加算額 10,000	
(連続式蒸留しょうちゆう・単式蒸留しょうちゆう)		((25度) 250,000)	((25度) 248,100)
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ		370,000	—
		(37度を超える場合の1度) 当たりの加算額 10,000	
(ウイスキー・ブランデー)		((40度) 400,000)	((40度) 409,000)
(スピリッツ)		((37度) 370,000)	((37度) 367,188)
混成酒類	(基本税率)	220,000	—
		(20度を超える場合の1度) 当たりの加算額 11,000	
合成清酒		100,000	(15度) 94,600
みりん・雑酒(みりん類似)		20,000	(13.5度) 21,600
甘味果実酒・リキュール		120,000	
		(12度を超える場合の1度) 当たりの加算額 10,000	
(甘味果実酒)		((12度) 120,000)	((12度) 103,722)
(リキュール)		((12度) 120,000)	((12度) 119,088)
粉末酒		390,000	320,500

(注1) アルコール分10度未満のものに限る。

(注2) ホップ等を原料の一部とした酒類以外の酒類及び以下の酒類に限る。

- ・糖類、ホップ、水及び大豆たんぱく等(政令で定める物品)を原料として発酵させたもの(エキス分2度以上のものに限る。)
- ・発泡酒(政令で定めるもの)にスピリッツ(政令で定めるもの)を加えたもの(エキス分2度以上のものに限る。)

3 その他の改正(酒類の定義規定の改正)

近年の酒類の生産・消費の状況等を踏まえ、酒類の分類の簡素化及び酒税の税率構造の見直しに併せて、各酒類の定義等についても見直しが行われた。

例えば、清酒については、醸造酒としての位置付けを明確化する観点から、アルコール分にかかわらず一律の税率に改められることに併せて、アルコール分の上限を設けるとともに、副原料の使用割合等について見直しが行われた。具体的には、清酒の範囲がアルコール分22度未満のものに限られるとともに、米の重量まで認められていた副原料の使用量が米の重量の100分の50以下とされた。

一般酒類小売業免許におけるこれまでの規制の概要

1. 需給調整要件

「規制緩和推進3か年計画」（平成10年閣議決定・12年に改定）において、「酒類小売業免許に係る需給調整規制について、人口基準については平成10年9月から段階的な緩和を着実にいき、平成15年9月1日をもって廃止し、また距離基準については平成13年1月1日をもって廃止する」こととされた。

① 距離基準

申請販売場と直近酒販店との間の距離が次の基準以上であること。

A 地域…100m（人口30万人以上の都市の国税局長が指定する主要駅から500m以内にある商業地域については50m）

B 地域…100m

C 地域…150m

○ 距離基準は平成13年1月1日をもって廃止

② 人口基準

申請販売場が所在する小売販売地域に免許枠があること。

$$\text{免許枠} = \frac{\text{人口}}{\text{基準人口}} - \text{既存免許店数}$$

(基準人口)

免許年度	9年度以前 (改正前)	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
A 地域（大都市部） (対前年増減)	1,500 —	1,450 (Δ50)	1,400 (Δ50)	1,300 (Δ100)	1,200 (Δ100)	1,100 (Δ100)
B 地域（中都市部）	1,000	950	900	850	800	750
C 地域（町村部）	750	700	650	600	550	500

○ 人口基準は平成15年9月1日をもって廃止

2. 「酒類小売業者の経営改善等に関する緊急措置法」（議員立法）による免許付与制限

緊急調整地域に指定された地域においては、免許を付与しない（平成15年9月1日以降）。

【緊急調整地域数】（全国の地域数は、3,383地域）

平成15免許年度	平成16免許年度	平成17免許年度（1年延長）
922地域	1,274地域	

○ 緊急調整地域の指定は平成18年8月31日限りで失効

○ 一般酒類小売業免許の処理状況

区 分	申請件数	内 抽選	免許付与等 件数	緊急調整地域数 (全国計:3,383)
		対象期間		
平成 15 免許年度	26,511	19,970	23,604	922
平成 16 免許年度	11,035	5,260	9,710	1,274
平成 17 免許年度	7,285	1,071	5,825	1,274
平成 18 免許年度	14,375	11,225	7,614	

(注1) 「免許年度」とは、9月1日から翌年8月31日までの期間をいう。

(注2) 申請件数には、前免許年度からの繰越件数を含む。

(注3) 平成18免許年度については、平成18年12月末現在の計数である。

「酒類に関する公正な取引のための指針」

目的：酒税の確保及び酒類の取引の安定化（酒類業組合法1条）

指針に則した取引の実行⇒経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

（はじめに）

- ① 近年の酒類市場 ⇒ 経営環境の変化（人口減少社会の到来など）……………> 酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
- ・ 酒類小売業の多様化（コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど）……………> 事業者間で取扱数量や取引価格に格差
- ② 酒類業の健全な発達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第84条<<酒税保全のための勧告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

（酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示）

- 1 合理的な価格の設定
 - ① 価格は「仕入価格＋販管費＋利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。
 - ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。
 - ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。
- 2 取引先等の公正な取扱い
合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因
- 3 公正な取引条件の設定
スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベートブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフリーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。
- 4 透明かつ合理的なりべート類
透明性及び合理性を欠ぐりべート類は、廃止していくべき。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

（国税庁の対応）

- 1 効果的な取引状況等実態調査の実施等
 - ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
 - ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
 - ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発
- 2 酒税保全措置
 - ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
 - ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置
- 3 独占禁止法違反等への対応
 国税局長は、酒類業者の取引に關し独占禁止法に違反する事実があると思量したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告
- 4 公正取引委員会との連携等
 - ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
 - ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

酒類総合研究所の最近の動向

酒類に関する高度な分析及び鑑定等を行う酒類総合研究所は、平成13年4月に前身の「国税庁醸造研究所」から独立行政法人に移行し、平成18年3月に5年間の第1期中期目標期間が終了した。

同年4月から第2期中期目標期間（平成23年3月までの5年間）の業務を開始しているが、第1期中期目標期間終了時の組織及び業務全般の検討が行われた結果、以下の見直しが行われている。

1 研究・調査業務等の重点化・効率化

(1) 研究・調査業務の重点化

行政ニーズ、社会経済情勢の変化に対応した研究・調査への重点化

(2) 研究体制の再編

研究室制から、より大きな部門制への再編

(3) 民間機関との共同研究化の促進

民間資金を導入することが適当な研究課題の積極的な共同研究化の促進

(4) 鑑評会の業界団体との共催化

鑑評会を後援又は業界団体との共催に移行

(5) 人件費を含むコスト削減の徹底

2 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

3 非公務員による事務及び事業の実施

民間、大学等との人事交流等の連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員型の独立行政法人とするため、平成18年3月31日に「独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律」が可決・成立し、同年4月1日に施行された。